

後期高齢者医療保険の お知らせ

問合せ

国保ねんきん課

(本庁仮設庁舎西棟1階) ☎3344900

後期高齢者医療制度の対象となる人

・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)

・65歳から75歳未満の人で、一定の障がいがある人

※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1〜3級と4級の一人の人などです。

※一定の障がい該当する人の加入(障がいの認定の申請)は任意で、いつでも申請することができます。

平成29年度の保険料額

・保険料は被保険者一人一人が納めます。
・保険料率は、熊本県内で均一です。

均等割額 ※1

47,900円

+

所得割額 ※2

[総所得金額等-33万円]
×所得割率(9.26%)

||

保険料額 (年額)

※年額57万円が上限です

※1 均等割額とは、被保険者全員が等しく負担する保険料

※2 所得割額とは、所得に応じて負担する保険料

保険料の軽減内容を見直し

【所得が低い人の軽減】

・均等割額の軽減(5割・2割軽減対象者の拡大)
被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額により、9割・8.5割・5割・2割の4段階で軽減されます。

・所得割の軽減(5割軽減→2割軽減へ見直し)
被保険者の総所得金額等が91万円を越えない人は、2割軽減されます。

【扶養されていた人の軽減】

・均等割額の軽減(9割軽減→7割軽減へ見直し)
後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人は、7割軽減されます。(所得割額はかかりません)
※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

保険料の納め方

【普通徴収の人】

平成29年7月から納付書か口座振替(年9回)により保険料を納めます。

また、後期高齢者医療保険に加入されたばかりの人は、年金からの差し引き開始まで6カ月から1年ほどかかるため、納付書か口座



振替での納付が必要です。

【特別徴収の人】

平成29年4月から年金からの差し引き(年6回)により保険料を納めます。

また、4・6・8月に年金から差し引かれる保険料額(2月に差し引かれた金額と同額)は、昨年7月に送付した保険料決定通知書に記載しています。

特別徴収から口座振替への変更について

後期高齢者医療保険料の納付は原則、特別徴収(年金からの差し引き)ですが、申し出により、保険料を口座振替での納付に変更することができます。

医療機関の適正受診のお願い

休日や夜間に救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたしています。必要な人が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局でお薬をもらうときは、次のことに留意しましょう。

- ①体調がすぐれない場合は、軽い症状でも昼間の診療時間内に受診しましょう。
- ②かかりつけの医師をもち、気になることがあれば、早めに相談しましょう。
- ③同じ病気で複数の医療機関を受診することは避けましょう。
- ④後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用しましょう。
- ⑤複数の薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。

「身体の健診」と「歯と口の健診」を受けましょう

大きな病気につながらないように、毎年1回は健診を受けましょう。高齢者健診は800円、高齢者歯科健診は400円で受診することができます。

熊本地震で被災された人へのお知らせ

平成28年熊本地震により住宅が全半壊の被災をされた人について、次の支援措置が延長されました。詳しくは国保ねんきん課までご相談ください。

【保険料の減免】

住宅の被害状況により平成29年度の保険料が減免されます。

【一部負担金の免除】

医療費の一部負担金の免除期間が9月30日まで延長されます。なお、現在お持ちの有効期限が2月28日までの「一部負担金免除証明書」は、そのまま使用できます。

※保険料の減免や免除証明書の申請をされていない人は、「被保険者証・り災証明書・印鑑」を持参の上、早めに手続きをお願いします。

また、既に医療機関に支払われた一部負担金は、申請により還付されます。(要領収書)